

#### 第四三回

#### 参第二〇号

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律（案）

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（使用者の義務）

第三条の二 勤労青年を使用する者は、勤労青年が定時制教育若しくは通信教育を受けることを不当に妨げ、又は勤労青年が定時制教育若しくは通信教育を受けることを理由として、当該勤労青年に対し不当に不利益な取扱いをしてはならない。

2 定時制教育又は通信教育を受けている勤労青年を使用する者は、当該勤労青年の労働時間その他の労働条件について、労働時間の短縮その他の方法により、当該勤労青年が定時制教育又は通信教育を受けるのに支障がないように特に配慮しなければならない。

第五条の見出し中「校長及び教員」を「教職員」に改め、同条第一項中「及び教員」を「、教員」に改め、「政令で定める」を削り、「実習助手に限る。以下同じ。）」の下に「及び事務職員その他の職員（本務として夜間において授業を行なう定時制の課程の事務その他の職務に従事する者に限る。以下同じ。）」を加える。

第六条の見出し中「校長及び教員」を「教職員」に改め、同条中「及び教員」を「、教員及び事務職員その他の職員」に改める。

第七条中「校長及び教員」を「校長、教員及び事務職員その他の職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行に伴い地方公共団体が改正後の高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第六条に規定する公立の高等学校の事務職員その他の職員の定時制通信教育手当に関する条例を制定するに当たっては、当該地方公共団体は、当該条例の施行により、当該条例の規定による定時制通信教育手当を受けるべき者について、その者が受けるべき当該手当の月額が当該手当に相当するその者が現に受けている給与の月額に達しないこととなるときは、当該手当を受けるべき者について不利益な結果が生じないように必要な経過措置を当該条例において定めなければならない。

## 理 由

本務として夜間において授業を行なう定時制の課程の事務その他の職務に従事する事務職員その他の職員及び本務として定時制教育又は通信教育に従事する実習助手で従前定時制通信教育手当の支給を受けていなかった者に対し定時制通信教育手当を支給するとともに、勤労青年を使用する者に対し勤労青年が定時制教育又は通信教育を受けるのに支障がないように労働条件について特に配慮する等の義務を課することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、総額約一千九百万円（平年度）の見込みである。